

各市町村教育委員会教育長 殿

鹿児島県教育委員会教育長

冬季休業日及びその前後における生徒指導の充実等について（通知）

生徒指導や安全指導の充実については、かねてから格段の御尽力をいただいているところですが、今日の青少年を取り巻く環境において、スマートフォンやパソコン等の不適切な利用によって犯罪に巻き込まれるケースをはじめ、ネット上のいじめやトラブル、ネット依存、危険ドラッグなど、様々な問題が発生しています。

特に、冬季休業日及びその前後の時期は、年末・年始の慌ただしい雰囲気や学校生活を離れることによる気の緩み等から生活が乱れがちになり、予測しない問題行動や事故等が発生しやすい傾向にあります。

については、生徒指導提要の改訂を踏まえ、困難課題対応的生徒指導のみならず、発達支持的生徒指導及び課題予防的生徒指導を実現できるよう、貴管下の学校に対し、下記の点に留意して適切な指導を行ってください。

なお、学校外における生徒指導についても、保護者や関係機関とのより一層の連携をお願いします。

記

1 冬季休業日及びその前後における生徒指導の取組について

(1) 学校生活や社会生活の制限の緩和等、社会情勢の変化を受けて、様々な不安やストレスを抱える児童生徒や、保護者の経済状況など家庭環境に変化が生じる児童生徒の増加が見込まれることから、各学校においては、児童生徒からの悩みや相談を広く受け止めることができるよう、「SOSの出し方に関する教育」を実施するとともに、冬季休業開始までに「かごしま教育ホットライン24」や「かごしま子供SNS相談・通報窓口」等の各種相談窓口について、別添「あなたの心に寄り添いたい。」の保護者への配布や相談窓口リンクの学校ホームページ等への掲載等、ICTの活用を含めた積極的な周知に努めること。

併せて、学校生活に関するアンケートや「学校楽しいーと」による調査結果等を再度確認の上、必要と認められる生徒に対して速やかに教育相談を行うなど、悩みや不安を抱える児童生徒の早期発見及び適切な対応に努めること。

なお、学校が把握した悩みや不安を抱えている児童生徒や、いじめを受けた又は不登校となっている児童生徒については、冬季休業期間中においても保護者への連絡、家庭訪問等により、継続的に様子を確認するとともに、冬季休業期間終了前においては、当該児童生徒の心身の状況の変化に注意し、自殺を企図する兆候がみられた場合には、特定の教職員で抱え込まず、保護者、医療機関等と連携して組織的に対応すること。

(2) 犯罪行為として取り扱われるべきと認められるものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるようなものについては、早期に警察へ相談・通報の上、教育委員会等と連携した対応をとること。

(3) 冬季休業前に、スマートフォンやパソコン等の利用について、各学校の児童生徒の実態に即した情報モラル教育を徹底すること。特に、近年急増しているインターネットやSNSの使用に伴うトラブルについては、児童生徒自身が被害者及び加害者になることがないように、具体的な事例を通じた効果的な指導を行うこと。また、別添「保護者の皆様へのお願い」を保護者へ配布するなど、フィルタリングの設定等についても指導、啓発を行うこと。

(4) 冬季休業期間は、家庭や地域で様々な行事が行われることに伴い、家出や深夜徘徊、喫煙、飲酒、薬物乱用（危険ドラッグを含む。）及び性的問題行動等が起こりやすく、犯罪に巻き込まれる可能性が高まることから、教職員はもとより、児童生徒や保護者が危機意識をもつことができるように啓発すること。また、親族や友人等が集まる機会が多くなることから、保護者に対しては、喫煙や飲酒を児童生徒に勧めたり、容認したりすることは、犯罪行為であって許されないことであることを啓発すること。

また、「連続して欠席し連絡が取れない児童生徒や学校外の集団との関わりの中で被害に遭うおそれがある児童生徒の安全の確保に向けた取組について（通知）」（平成27年4月6日付け鹿教義

第11号)の内容を再度確認し、児童生徒の把握を確実に行うこと。

【学校教育法施行令第20条】（一部抜粋）

校長は、常に、その学校に在学する児童生徒が、休業日を除き引き続き7日間出席せず、その他その出席状況が良好でない場合において、その出席させないことについて保護者に正当な事由がないと認められるときは、速やかに、その旨を当該教育委員会に通知しなければならない。

- (5) 冬季休業終了後は、学年末に向け、学校生活全般（進級や進学等を含む。）に対する焦燥感や不安感が増すケースも多いことから、不登校になったり、問題行動等を起こしたりすることも懸念されるため、児童生徒一人一人に寄り添った適切な指導に努めること。
なお、冬季休業中の課題やその提出については、児童生徒一人一人の達成状況等を把握し、不適切な指導・言動等がないよう、個に応じた配慮を行うこと。
- (6) 虐待と疑われる事案等を発見・見聞きした場合は、確証がないことや保護者との関係悪化等を懸念して通告することをためらうことなく、早期対応の観点から当該市町村や児童相談所に通告すること。併せて、学校が保護者から威圧的な要求や暴力の行使等を受ける可能性がある場合も、即座に設置者に連絡すると同時に、児童相談所、警察等の関係機関と情報共有し、対応を検討すること。

2 事故等について

(1) 交通事故の防止

自転車や原動機付自転車の乗車中の事故、道路への飛び出しによる事故等が発生しないよう、交通ルールやマナーを守り、交通安全に留意すること。特に自転車に乗車する際、「音楽を聞きながら」、「スマホを見ながら」等の「ながら運転」は、違反行為であるとともに周囲の人を巻き込むこともあるので、絶対にしないように指導すること。併せて、「かごしま県民のための自転車の安全で適正な利用に関する条例」に基づき、自転車損害賠償保険等に加入するとともに、小・中学生はヘルメットを必ず着用し、高校生においても、ヘルメットの着用に努めること。

また、無免許運転は絶対に許されないことや自動車同乗中のシートベルトの着用などについて、児童生徒への指導のほか、保護者への啓発も併せて行うこと。

(2) 不審者等への対応

外出するときは、行き先や同行者、帰宅時刻を保護者に伝えてから出かけることや、一人での行動を避け、見えにくい場所で遊ばないようにするなど、危険回避のために留意することについて、児童生徒に具体的に指導するとともに、保護者への啓発を行うこと。

また、不審者に遭遇した場合の対応について、「いかのおすし」をもとに、自分の身を守るための対応の仕方について、児童生徒の発達の段階に応じて具体的に指導するとともに、家庭・地域・関係機関等と連携して児童生徒の安全確保に努めること。

(3) 危険な行動等による事故の防止

校区内の危険な箇所の状況等について周知するとともに、絶対に立ち入らないよう指導すること。

また、火遊び等による火災を防止するために、ライターやマッチを児童生徒が所持することがないように指導するとともに、保護者への啓発を行うこと。

3 学校外活動の充実について

(1) 家庭生活の充実

ア 学校種及び各学年段階に応じ、「『1日20分読書』運動」をはじめ、「早寝早起き朝ごはん運動」、「家庭学習60・90運動」、「マイライフ・マイスポーツ運動」を活用し、家族ぐるみで、規則正しい生活や家庭学習の確立、心身の健康の保持増進と体力向上に取り組むよう指導すること。

イ 児童生徒が金品をもらう機会が増える時期であるため、金品を巡るトラブル等も発生しやすくなることから、家庭においても金銭の使い方や管理について、適切な指導がなされるようにすること。

(2) 地域社会の活動への参加

ア PTAや子ども会、青少年団体等による地域行事やボランティア活動等について、積極的に情報提供を行うなどして、児童生徒の参加を奨励し、自主性、社会性の涵養を図ること。

イ 部活動の生徒が地域社会の活動への参加を希望した際は、参加に支障のないよう適切に配慮すること。

<連絡先>

高校教育課学校教育生徒指導班
山中（小・中学校、義務教育学校）、奥田（高等学校）
TEL：099-286-5532
E-mail：seitosisidou@pref.kagoshima.lg.jp